

(2) 立入検査実施状況

(平成29年度)

区分		指定防火 対象物数	防火管理者 選任対象物		立入検査 実施件数
			甲種	乙種	
1項	イ	劇場、映画館、演芸場等			
	ロ	公会堂又は集会場	141	43	90
2項	イ	キャバレー、ナイトクラブ等			
	ロ	遊技場又はダンスホール	22	15	3
	ハ	性風俗関連特殊営業店舗等			
	ニ	カラオケボックス、インターネットカフェ等	3		2
3項	イ	待合、料理店			
	ロ	飲食店	128	64	63
4項		百貨店、物販店舗、展示場	208	136	34
5項	イ	旅館、ホテル、宿泊所	115	103	2
	ロ	寄宿舎、下宿、又は共同住宅	844	23	
6項	イ	(1) 特定病院(右記数値は改正前の6項イの件数)	45	24	
		(2) 有床診療所(特定診療科目:4床以上)	1	1	
		(3) 有床診療所(上記以外)	1	1	
		(4) 無床診療所	37	11	
	ロ	(1) 老人短期入所施設、特別養護老人ホーム等	76	81	
		(2) 救護施設			
		(3) 乳児院			
		(4) 障害児入所施設	1	1	1
		(5) 障害者支援施設	23	5	2
	ハ	(1) 老人デイサービスセンター、老人福祉センター	31	19	5
		(2) 厚生施設	1		
		(3) 助産施設、保育所、児童養護施設等	33	32	6
		(4) 児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設等			
		(5) 身体障害者支援センター、障害者支援施設	48	12	5
	ニ	幼稚園、特別支援学校	18	14	1
	7項		小・中学校、高等学校、大学、専修学校	101	45
8項		図書館、博物館、美術館等	19	15	2
9項	イ	蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの			
	ロ	上記以外の公衆浴場	12	7	3
10項		車両の停車場、船舶・航空機の発着場等	1		1
11項		神社、寺院、教会等	55	27	3
12項	イ	工場、作業所	789	45	
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ			
13項	イ	自動車車庫又は駐車場	38	1	8
	ロ	飛行機又は回転翼の格納庫	3		
14項		倉庫	585	9	1
15項		上記各項に該当しない事業所	673	103	18
16項	イ	複合用途防火対象物(特定防火対象物が存するもの)	165	77	3
	ロ	上記以外の複合用途防火対象物	74	11	1
17項		重要文化財等の建造物	6		
計			4297	925	230
					348